

【別紙4】

2023年度「関税割当公表」における主な改正事項（見直し）について

（「お知らせ」一部抜粋）

本年度の関税割当公表（以下「公表」）において、次の改正（見直し）を行いました。年度枠・保留枠・再割当の申請及び関割証明書を使用される際には、十分に御留意くださいますようお願いいたします。

1. 再割申請の要件の一部見直し【革靴】（3 再割当ての申請要件（公表 p.7））

【改正前】

○2022（令4）年度において、既にいずれかの割当てを受けたことのある者については、既割当証明書の全てを返納した者又は一部を使用している証明書1通を残し、他の証明書を全て返納した者（第5・6回を除く。）

※所持する証明書が、一部使用している証明書1枚（のみ）である場合に限り、再割申請が可能（未使用の証明書を所持している場合には、再割申請ができない）。

【改正後】

○2023（令5）年度において、既にいずれかの割当てを受けたことのある者については、既割当証明書の全てを返納した者又はいずれかの証明書の一部を使用している者（第5・6回を除く。）

※所持する証明書のいずれかの証明書を一部使用していることで再割申請が可能。

2. 数量変更（一部返納）の規定の当面の間停止（公表 第14（p.19）、第16（p.22））

今年度より、当面の間、年度途中の割当数量の一部返納（公表第14 証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）（公表 p.19）の申請手続の受付を行いません。

年度途中において、割当数量の一部返納ができませんので、過大な申請数量にならないよう十分に御留意ください。【申請受付を再開する際には、ホームページ等でお知らせします。】

（以下、公表の関連規定（一部抜粋）です。）

第14 証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）【当面の間停止】

【本規定は、当面の間停止する。申請受付を再開する際には、ホームページ等でお知らせする。】

第16 返納された割当数量の取扱い

1 返納された証明書に未使用の割当数量がある場合には、2025年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日（証明書が窓口へ提出又は到達した日）を基準に、その未使用の割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。

なお、上記1の規定は、下記の2の規定には、適用しない。

2【当面の間停止（「第14 証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）」の関連規定）】

証明書の割当数量の変更により、その一部を返納した場合には、2025年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日（内容変更申請書が窓口へ提出又は到達した日）を基準に、その返納された割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。

（以上）